

政策 2 - 4

1. 政策名

公認会計士監査制度の整備・改善

2. 政策の目標

(目標)

金融審議会公認会計士制度部会において監査・試験制度の見直しについて検討を進め、その審議結果を踏まえ、公認会計士監査制度の充実強化等のための諸施策を実施する。

(業績指標) 監査・試験制度の整備状況

(説明)

公認会計士監査は財務諸表の信頼性を担保するための制度として、適正なディスクロージャーを確保するための重要なインフラストラクチャーであり、公認会計士監査制度の一層の充実・強化及び環境の変化に適合した公認会計士制度の整備は非常に重要になってきています。

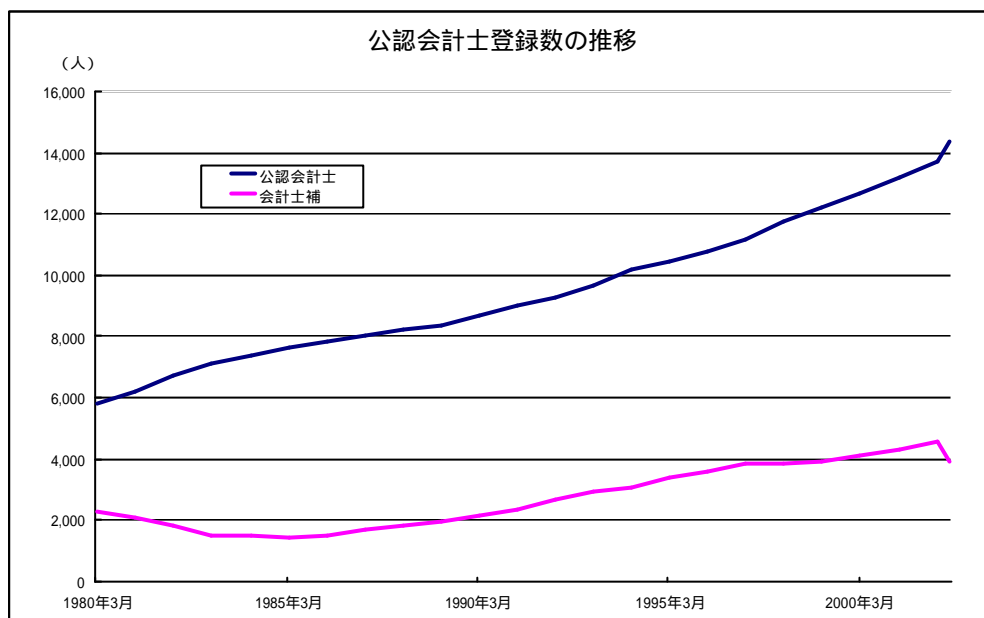
証券市場がその市場機能を有効に発揮するための基礎となるディスクロージャーの適正性を確保するためには、公認会計士監査を一層充実させ、厳格な監査を実施することが必要であるとの認識が従来以上に社会に浸透してきていること、とりわけ、資本市場の国際的な一体化の進展等を背景として、企業のディスクロージャーに対する国際的な信頼を高め、ひいてはわが国企業の国内外における円滑な資金調達等を図る観点からも、公認会計士監査制度を充実・強化し、その国際的な信頼の向上を図っていくことが強く求められてきています。従ってこのような観点から公認会計士監査制度を見直す必要があります。

公認会計士を取り巻く環境の変化に伴い、公認会計士に対しては、より高い資質・モラルが期待されており、深い専門的能力に加えて、幅広い識見、思考能力、判断力、国際的視野と語学力などが一層求められています。このような観点から、資格取得時はもちろんのこと、むしろ、資格取得後においてこそ、専門的職業人材としての不断の自己研鑽が求められています。

公認会計士監査に対するニーズの量的拡大、公認会計士の監査以外の業務に対する社会の要請の拡大・多様化により、監査法人や公認会計士事務所に所属する公認会計士は

かりでなく、企業内等においても、公認会計士に対する需要が増大していること等から、高い資質を持った公認会計士が十分な規模で存在することが必要になっています。

【資料 2 - 4 - 1 公認会計士登録数の推移】



出所：日本公認会計士協会

3. 現状分析及び外部要因

監査制度及び試験制度に関しては、公認会計士審査会において審議が行われ、平成 12 年 6 月、「監査制度を巡る問題点と改革の方向～公認会計士監査の信頼の向上に向けて～」及び「公認会計士試験制度のあり方に関する論点整理」を公表し、公認会計士監査制度に係る諸制度について具体的な問題点を指摘するとともに、解決の方向性が示されました。

さらに、平成 13 年 1 月、金融審議会総会において、内閣総理大臣及び金融庁長官から、「公認会計士制度を取り巻く環境の変化を見据え、公認会計士監査の一層の充実強化及び環境の変化に適合した公認会計士制度の整備に向けて、公認会計士制度の改善に関する事項について、審議を求める。」との諮問を受けて、公認会計士制度部会が設置され、平成 13 年 10 月、より実務的かつ専門的な観点から調査・検討を行う必要があるとの認識の下に監査制度ワーキンググループ及び試験制度ワーキンググループが設置されました。ワーキンググループでは、平成 12 年 6 月の中間取りまとめに盛り込まれた事項も参考に、新たに審議すべき事項を含め、これまで幅広い見地から議論が行われました。

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成 14 事務年度においては、次のような取組みを行いました。

公認会計士制度部会及びその下に設置された監査制度ワーキンググループ及び試験制度ワーキンググループにおいて、前事務年度に引き続き、企業会計不正事件に対する米国政府の対応などの国際的動向も踏まえ、グローバルな経済環境のもとにある今日の我が国の経済社会において、資本市場に対する信認をいかに確保し、その機能を向上させるべきかという観点から、公認会計士監査制度のあり方について検討を行いました。

検討結果を踏まえ、平成 14 年 12 月に公認会計士制度部会において「公認会計士監査制度の充実・強化」を取りまとめました。

さらに、本報告を踏まえ、平成 15 年 3 月 14 日に「公認会計士法の一部を改正する法律案」を第 156 回通常国会に提出しました（同法律案は平成 15 年 5 月 30 日に成立、平成 16 年 4 月 1 日及び平成 18 年 1 月 1 日に段階的に施行）。

なお、報告書及び公認会計士制度部会の議事録については金融庁のホームページに掲載しています。¹

平成 14 事務年度の実施状況

- ・ 公認会計士制度部会
第 2 回（平成 14 年 9 月 27 日開催）～第 4 回（平成 15 年 3 月 20 日開催）
合計 3 回
 - ・ 監査制度ワーキンググループ
第 5 回（平成 14 年 9 月 9 日開催）～第 14 回（平成 14 年 12 月 10 日開催）
合計 10 回
 - ・ 試験制度ワーキンググループ
第 5 回（平成 14 年 9 月 9 日開催）～第 14 回（平成 14 年 12 月 10 日開催）
合計 10 回
- （ワーキンググループは合同で開催しました）

上記法律の概要は以下の通りです。

ア．公認会計士の使命の明確化

¹ http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/base.html

イ．公認会計士等の独立性の強化

監査の適切性を確保するためには、公認会計士及び監査法人の被監査企業からの独立性を強化する必要があるとの観点から、

- (ア) 被監査会社等に対する監査証明業務とコンサルティングなど一定の非監査証明業務の同時提供の禁止
- (イ) 監査の関与社員等の一定期間での交替制の導入 等

ウ．監査法人等に対する監視・監督体制の強化

- (ア) 監査法人の内部管理や審査体制について日本公認会計士協会の指導や監督（「品質管理レビュー」）の行政によるモニター
- (イ) 監査法人等の業務運営の適正性の監視のための、懲戒事由を前提としない立入検査権の導入 等

エ．公認会計士試験制度の見直し

社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい制度とするとともに、監査証明業務に従事するにふさわしい一定水準の能力を有する監査と会計の専門家を今後とも確保していくことが不可欠との観点から、

- (ア) 現行の試験体系の大幅な簡素化
- (イ) 一定の専門資格者及び一定の要件を満たす実務経験者などに対する試験科目の一部免除 等

オ．その他

監査法人の社員の責任のあり方、監査法人設立手続の認可制から届出制への変更等監査法人等を巡る諸制度の整備 等

自主規制機関としての日本公認会計士協会の公認会計士監査制度の整備・改善についての取組みに対してもその改善等につき検討を行いました。

その結果、平成 14 事務年度から、公認会計士協会による監査法人等に対する「品質管理レビュー」はそれまでの「監査法人等の事務所に対する品質管理」に加え、「個々の監査業務に対する品質管理」のレビューも行われることになりました。また、公認会計士の資質の向上を図るための「継続専門研修制度」についても、それまでの任意の受講から、公認会計士は受講が義務とされるようになりました。

公認会計士試験についても、多くの方が同試験を受験することにより一定水準の能力を有する公認会計士が多数輩出されることにつながることから、積極的に広報等に努めました。その結果、公認会計士試験の中心をなしている第 2 次試験において、受験者が前年の 13,389 名から 14,978 名と 1 割強増加しました。

(2) 評価

第 156 回通常国会において成立した法律に基づく公認会計士等の独立性の強化、監査法人等に対する監視・監督体制の強化など公認会計士監査制度の見直しは、以下のような成果が期待されます。

公認会計士等の独立性の強化

監査の適切性を確保するための公認会計士及び監査法人の被監査企業からの独立性の強化に寄与するものと思われます。

監査法人等に対する監視・監督体制の強化

日本公認会計士協会の「品質管理レビュー」のモニタリングの導入などを通じ、監査法人等の監視・監督体制の強化に寄与するものと思われます。

公認会計士試験制度の見直し

社会人を含む多様な人材が受験しやすい試験制度へ見直すことにより、監査証明業務に従事するにふさわしい一定水準の能力を有する監査と会計の専門家を多数確保していくことに寄与するものと思われます。

また、日本公認会計士協会による公認会計士監査制度の整備・改善に向けた自主的な取組みにより、「継続的専門研修制度」が義務化されたことで、公認会計士の資質の向上が図られました。公認会計士試験についての積極的な広報等により、公認会計士試験の受験者数が前年の 13,389 名から 14,978 名と 1 割強増加し、一定水準の能力を有する公認会計士が多数輩出されることにつながりました。これらのことから、公認会計士監査の充実・強化について着実に成果が上がっているものと考えます。

5. 今後の課題

「公認会計士法の一部を改正する法律」の成立を踏まえ、監査法人等に対する監視・監督体制の強化のための公認会計士・監査審査会の事務局設置等の体制整備、公認会計士等の独立性の強化及び新試験制度の円滑な実施に向けた、政令、内閣府令の改正等の作業を速やかに行うとともに平成 16 年度の予算・機構定員要求を行う必要があります。

6. 当該政策に係る端的な結論

前述 4.(2) のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっており、政令、内閣府令の改正等の作業など今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。

7. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8 . 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔使用資料等〕

- ・ 公認会計士制度部会の開催実績
- ・ 監査制度ワーキンググループの開催実績
- ・ 試験制度ワーキンググループの開催実績
- ・ 公認会計士登録数の推移

9 . 担当部局

総務企画局市場課企業開示参事官室